

末広町一丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画等の縦覧の公告

都市再開発法16条第1項の規定に基づき、末広町一丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画等を公衆の縦覧に供するため、同法施行令第3条の規定により、当該事業の事業計画等について次の通り公告する。

なお、当該事業の施行地区内の土地若しくは土地に定着する物件に関し権利を有する者又は参加組合員は、縦覧された事業計画等について意見があるときは、同法第16条第2項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、大分県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではない。

令和3年1月27日

大分市長 佐藤 樹一郎

1. 事業計画等の縦覧開始の日

令和3年1月27日

2. 事業計画等の縦覧場所

大分市荷揚町2番31号

大分市役所本庁舎7階 都市計画部 まちなみ企画課

3. 事業計画等の縦覧期間

令和3年1月27日から令和3年2月9日まで

(ただし土曜日、日曜日及び祝日は除く)

4. 事業計画等の縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5. 意見書の提出期限

令和3年1月27日から令和3年2月24日まで

(ただし土曜日、日曜日及び祝日は除く)

6. 意見書の提出先

大分市大手町3丁目1番1号

大分県庁舎新館6階 土木建築部 都市・まちづくり推進課